

平成 16 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 越
代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 胤 夫
(コード番号 2779 東証第1部、大証第1部)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員 小 野 俊 一
コーポレートコミュニケーション部長
(TEL 03 - 3241 - 3311)

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てに関するお知らせ

当社は本日の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および平成 16 年 5 月 27 日開催の当社第 1 期定時株主総会決議に基づき、当社取締役および役付執行役員の株価向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的として、当社取締役および役付執行役員に対し「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を無償で発行することに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社三越 2004 年 6 月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 124,000 株

3. 新株予約権の数

124 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000 株とする。

4. 各新株予約権の発行価額および発行日

各新株予約権は無償で発行するものとし、これを発行する日(以下、「発行日」という。)は平成 16 年 6 月 24 日とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

124,000 円

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 17 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで

8. その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権 1 個当たり的一部行使はできないものとする。

9. 新株予約権の消却事由および消却の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れる額

資本に組入れる額は 1 円とする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行された当社普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金は、新株予約権の行使が 3 月 1 日から 8 月 31 日までになされたときは 3 月 1 日に、9 月 1 日から翌年 2 月末日までの間になされたときは 9 月 1 日にそれぞれ行使があったものとみなしてこれを支払う。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社コーポレートコミュニケーション部総務秘書担当（またはその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行日本橋支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

16. 割当先の概要

当社取締役および役付執行役員の合計 13 名に割当てる。

以 上